



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年10月5日金曜日 第1902号

◇ 目次 ◇

規 則

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則.....1088
 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則.....1089

告 示

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1097
 保安林の指定の解除（2件）.....1097
 道路の供用開始（県道石鎚丹原線）.....1097
 道路の区域変更（県道鈍川伊予大井停車場線）.....1097
 道路の区域変更（県道横浜生名港線）.....1098
 道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....1098
 道路の供用開始（ " ）.....1098
 道路の区域変更（県道波方環状線）.....1099
 道路の供用開始（県道土居魚成線）.....1099
 道路の供用開始（県道久万中山線）.....1099
 道路の供用開始（一般国道379号）.....1099

開発行為に関する工事の完了.....1099

公 告

愛媛県情報セキュリティ診断及び監査業務の委託.....1100
 庁内LANシステム用端末機の借入れ.....1101
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1101

公安委員会規則

愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則.....1102

選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....1103

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第41号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第1条関係）						別表（第1条関係）					
名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間	名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
省略						省略					
愛媛県立今治高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	繊維エンジニア科	30人	1年	愛媛県立今治高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	織物エンジニア科	20人	1年
			服飾ソーイング科	20人	1年				染織エンジニア科	20人	1年
			省略						服飾ソーイング科	30人	1年
省略		省略				省略		省略			
省略						省略		省略			

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第42号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、高度化資金のうち、<u>機構法第15条第1項第3号イに規定する資金として、予算の範囲内において、地域中小企業応援ファンド資金の貸付けを行うものとする。</u></p> <p>2 県は、高度化資金のうち、<u>機構法第15条第1項第3号ロに規定する資金として、予算の範囲内において、次に掲げる資金の貸付けを行うものとする。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ資金</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>総合効率化計画認定グループ資金</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、県は、高度化資金として、<u>予算の範囲内において、次に掲げる資金の貸付けを行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>5 高度化資金の貸付対象者及び貸付対象又は貸付対象施設は、<u>第1項に掲げる資金にあつては別表第1の、第2項各号に掲げる資金にあつては別表第2の、第3項各号に掲げる資金にあつては別表第3の、前項各号に掲げる資金にあつては別表第4のとおりとする。</u></p> <p>(貸付金の限度)</p> <p>第4条 一の借主に対して貸し付ける高度化資金の金額は、<u>前条第1項に掲げる資金にあつては別表第1の、同条第2項各号に掲げる資金にあつては別表第2の、同条第3項各号に掲げる資金にあつては別表第3の、同条第4項各号に掲げる資金にあつては別表第4のとおりとする。</u></p> <p>(貸付金の利率、償還期間及び償還方法)</p> <p>第5条 高度化資金貸付金の利率、償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、<u>第3条第1項に掲げる資金にあつては別表第1の、同条第2項各号に掲げる資金にあつては別表第2の、同条第3項各号に掲げる資金にあつては別表第3の、同条第4項各号に掲げる資金にあつては別表第4のとおりとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(期限前償還)</p> <p>第8条 知事は、借主が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、その借主に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求する</p>	<p>(資金の貸付け)</p> <p>第3条 県は、高度化資金のうち、<u>機構法第15条第1項第3号ロに規定する資金として、予算の範囲内において、次に掲げる資金の貸付けを行うものとする。</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、県は、高度化資金として、<u>予算の範囲内において、次に掲げる資金の貸付けを行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>4 高度化資金の貸付対象者及び _____ 貸付対象施設は、<u>第1項各号 _____ に掲げる資金にあつては別表第1の、第2項各号に掲げる資金にあつては別表第2の、前項各号に掲げる資金にあつては別表第3のとおりとする。</u></p> <p>(貸付金の限度)</p> <p>第4条 一の借主に対して貸し付ける高度化資金の金額は、<u>前条第1項各号 _____ に掲げる資金にあつては別表第1の、同条第2項各号に掲げる資金にあつては別表第2の、同条第3項各号に掲げる資金にあつては別表第3のとおりとする。</u></p> <p>(貸付金の利率、償還期間及び償還方法)</p> <p>第5条 高度化資金貸付金の利率、償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は<u>第3条第1項各号 _____ に掲げる資金にあつては別表第1の、同条第2項各号に掲げる資金にあつては別表第2の、同条第3項各号に掲げる資金にあつては別表第3のとおりとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(期限前償還)</p> <p>第8条 知事は、借主が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、その借主に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求する</p>

ものとする。

(1)～(7) 省略

(8) 中小企業者以外の会社(次号において「大企業」という。)と合併したとき。

(9) 大企業 _____ 若しくはその役員からの出資比率が100分の100となつたとき、又は一の大企業若しくはその役員からの出資比率が100分の50以上となつたとき。

(10)・(11) 省略

別表第1(第3条 第5条関係)

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
地域中小企業応援ファンド資金	地域中小企業応援ファンド事業を行う民法明治29年法律第89号第34条の規定により設立された法人(以下「公益法人」という。)であつて、当該法人の資本又は基本財産に地方公共団体が資金を拠出したもの	地域中小企業応援ファンド事業に要する基金に充てるための資金	貸付対象者が行う地域中小企業応援ファンド事業に要する基金に充てるための資金の100分の100以内	無利子	10年以内	10年以内

別表第2(第3条 第5条関係)

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 経営革新計画承認	経営革新計画承認	経営革新計画承認	貸付対象者が貸付対象施設を取得し、	年1.10パーセント。ただし	省略	

ものとする。

(1)～(7) 省略

(8) 中小企業者以外の会社に吸収合併された _____ とき。

(9) 中小企業者以外の会社若しくはその役員又は中小企業者以外の個人で事業を営むものから資本の額又は出資の総額の2分の1以上に当たる額の出資を受けた _____ とき。

(10)・(11) 省略

別表第1(第3条 第5条関係)

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 経営革新計画承認	経営革新計画承認	経営革新計画承認	貸付対象者が貸付対象施設を取得し、	年1.05パーセント。ただし	省略	

<p>革 新 計 画 承 認 グ ル ー プ 資 金</p>	<p>グ ル ー プ 事 業 を 実 施 す る 中 小 企 業 者 等 (<u>中 小 企 業 の 新 た な 事 業 活 動 の 促 進 に 関 す る 法 律 平 成 11 年 法 律 第 18 号</u>。以 下<u>中 小 企 業 新 事 業 活 動 促 進 法</u>とい う。)第 9条第 1項に 規定す る中 小 企 業 者 等 を い う。)</p>	<p>グ ル ー プ 事 業 の 用 に 供 す る 土 地 、 建 物 、 構 築 物 、 設 備 を 含 む。 以 下 同 じ。) 又 は 設 備</p>	<p>造 成 し 、 又 は 整 備 す る の に 必 要 な 資 金 (<u>以 下 「 整 備 資 金 」</u>とい う。)の100 分の80(災 害復旧貸付及 び緊急健康被 害等防止貸付 に つ い て は、100 分の90)以 内</p>	<p>し、次の いずれか に該当す る場合は、 無利子とす る。 ア 公害 防止、 環境保 全、<u>省 資源・ 省エネ ルギー 製品開 発・技 術開発 等</u>、 災害防 止又は 災害復 旧のい ずれか に該当 する場 合 イ・ウ 省略</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>革 新 計 画 承 認 グ ル ー プ 資 金</p>	<p>グ ル ー プ 事 業 を 実 施 す る 中 小 企 業 者 等 (<u>中 小 企 業 の 新 た な 事 業 活 動 の 促 進 に 関 す る 法 律 平 成 11 年 法 律 第 18 号</u>。以 下<u>中 小 企 業 新 事 業 活 動 促 進 法</u>とい う。)第 4条第 1項に 規定す る中 小 企 業 者 等 を い う。)</p>	<p>グ ル ー プ 事 業 の 用 に 供 す る 土 地 、 建 物 、 構 築 物 、 設 備 を 含 む。 以 下 同 じ。) 又 は 設 備</p>	<p>造 成 し 、 又 は 整 備 す る の に 必 要 な 資 金 (<u>以 下 「 整 備 資 金 」</u>とい う。)の100 分の80(災 害復旧貸付 に つ い て は、100 分の90)以 内</p>	<p>し、次の いずれか に該当す る場合は、 無利子とす る。 ア 公害 防止、 環境保 全、<u>省 資源・ 省エネ ルギー 製品開 発・技 術開発 等</u>、 災害防 止又は 災害復 旧のい ずれか に該当 する場 合 イ・ウ 省略</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>2 異 野 連 携 新 事 業 分 野 開 拓 計 画 認 定 グ ル ー プ 資 金</p>	<p>異 野 連 携 新 事 業 分 野 開 拓 計 画 認 定 グ ル ー プ 事 業 を 実 施 す る 中 小 企 業 者 等 (<u>中 小 企 業 新 事 業 活 動 促 進 法</u>第11 条第1 項に規 定する 中 小 企 業 者 を い う。)</p>	<p>異 野 連 携 新 事 業 分 野 開 拓 計 画 認 定 グ ル ー プ 事 業 の 用 に 供 す る 土 地 、 建 物 、 構 築 物 又 は 設 備</p>	<p>整備資金の 100分の90以 内</p>	<p>無利子</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>							

<p>3 下 請 振 興 事 業 計 画 承 認 グ ル ー プ 事 業 を 実 施 す る 特 定 下 請 組 合 等 (下 請 中 小 企 業 振 興 法 昭 和 45 年 法 律 第 145 号) 第 5 条 第 1 項 に 規 定 す る 特 定 下 請 組 合 等 を い う 。)</p>	<p>下請 振興事 業計画 承認グ ループ 事業を 実施す る特定 下請組 合等(下 請中小 企業振 興法昭 和45年 法律第 145号) 第5条 第1項 に規定 する特 定下請 組合等 をいう。)</p>	<p>下請 振興事 業計画 承認グ ループ 事業の 用に供 する土 地、建 物、構築 物又は 設備</p>	<p><u>整備資金の</u> 100分の80(災 害復旧貸付及 び緊急健康被 害等防止貸付 については、 100分の90)以 内</p>	<p>年1.10 パーセン ト。ただ し、次の いずれか に該当す る場合 は、無利 子とす る。 ア 公害 防止、 環境保 全、省 資源・ 省エネ ルギー 製品開 発・技 術開発 等、災 害防止 又は災 害復旧 のい ずれか に 該 当 す る 場 合 イ 中小 企業 の 振 興 に 係 る 特 定 の 関 係 法 令 の 認 定 又 は 承 認 を 受 け た 計 画 に 基 づ き 実 施 さ れ る 場 合 ウ 事業 に 参 加 す る 者 の 大 部 分 が 小 規 模 事 業 者 で あ る 場 合</p>	<p>省 略</p>	<p>2 下 請 振 興 事 業 計 画 承 認 グ ル ー プ 事 業 を 実 施 す る 特 定 下 請 組 合 等 (下 請 中 小 企 業 振 興 法 昭 和 45 年 法 律 第 145 号) 第 5 条 第 1 項 に 規 定 す る 特 定 下 請 組 合 等 を い う 。)</p>	<p>下請 振興事 業計画 承認グ ループ 事業を 実施す る特定 下請組 合等(下 請中小 企業振 興法昭 和45年 法律第 145号) 第5条 第1項 に規定 する特 定下請 組合等 をいう。)</p>	<p>下請 振興事 業計画 承認グ ループ 事業の 用に供 する土 地、建 物、構築 物又は 設備</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>省 略</p>
--	---	---	---	--	----------------	--	---	---	-----------	-----------	----------------

4	総合 効率化 計画認 定グル ープ事 業を実 施する 中小企 業者(流 通業務 の総合 化及び 効率化 の促進 に関する法律 (平成 17年法 律第85 号)第2 条第11 号に規 定する 中小企 業者を いう。)	総合 効率化 計画認 定グル ープ事 業の用 に供す る土地、 建物、構 築物又は設備	同上	同上	同上	同上															
5	省略																				
6	省略																				
7	省略																				
8	省略																				
9	省略																				
10	省略																				
11	事業 協同組 合若し くは協 同組合 連合会 又はこ れらの 組合員 若しく は所属 員(以下 「組合	集団 化事業 の用に 供する 土地、建 物、構築 物又は 設備	整備資金の 100分の80(小 規模事業者貸 付、災害復旧 貸付及び緊急 健康被害等防 止貸付につい ては、100分の 90)以内	省略																	
3	省略																				
4	省略																				
5	省略																				
6	省略																				
7	省略																				
8	省略																				
9	事業 協同組 合若し くは協 同組合 連合会 又はこ れらの 組合員 若しく は所属 員(以下 「組合	集団 化事業 の用に 供する 土地、建 物、構築 物又は 設備	整備資金の 100分の80(小 規模事業者貸 付及び災害復 旧貸付 _____に ついては、100分 の90)以内	省略																	

1	特定 地域 産業 創造 基盤 整備 備活 性化 資金	地域 産業創 造基盤 整備活 性化事 業の用 に供す る土地、 建物、構 築物又 は設備	整備資金の 100分の80(災 害復旧貸付及 び緊急健康被 害等防止貸付 については 100分の90)以 内	年1.10 パーセン ト	省 略
2	省略				

1	特定 地域 産業 創造 基盤 整備 備活 性化 資金	地域 産業創 造基盤 整備活 性化事 業の用 に供す る土地、 建物、構 築物又 は設備	整備資金の 100分の80(災 害復旧貸付__ _____ _____ については 100分の90)以 内	年1.05 パーセン ト	省 略
2	省略				

様式第2号(その6)の次に次のように加える。

様式第2号(その7)

高度化資金計画書(地域中小企業応援ファンド資金用)								
愛媛県知事 様							年 月 日	
所在地 公益法人名 代表者氏名							㊤	
年月日付け 第 号をもって貸付けの内定を受けた高度化資金の計画書を提出します。								
1 公益法人の概要	設立年月日		従業員数	人	資本金		円	
	出資者の内訳							
	公益法人の沿革							
	現有施設の内容	土地	用途	所在地	面積	取得年月日	備考	
		建物	用途	構造	延床面積	取得年月日	備考	
設備		名称	型式、性能又は構造	数量	取得年月日	備考		
2 貸付けを受けようとする事業の計画	事業計画の概要							
	必要性及び効果							
	基金特別会計に係る収支見込み(高度化資金の借入年度から最終償還年度まで)							
	高度化資金借入希望額							
	高度化資金貸付金が減額され、又は支出額が予定額を超過した場合の資金調達方法							
3	高度化資金貸付金の返済計画							

注1 この計画書は、地域中小企業応援ファンド事業を行う場合に使用すること。

2 次の書類を添付すること。

- (1) 公益法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 地域中小企業応援ファンド事業に関する議事録の謄本
- (3) 最近の決算期における決算関係書類
- (4) 申請者の印鑑証明書
- (5) その他知事が指定する書類

3 この計画書及び添付書類は、正本1通及びその写し1通を提出すること。ただし、登記事項証明書及び印鑑証明書は、1通とし、正本に添付すること。

様式第9号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、平成19年度分の貸付金から適用し、平成18年度分以前の貸付金については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1541号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東峰地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東峰地区）計画書の写し
 - (2) 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成19年10月9日から11月5日まで
- 3 縦覧場所
伊予市役所双海地域事務所

○愛媛県告示第1542号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、

○愛媛県告示第1544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石鎚丹原線	西条市小松町石鎚字湯浪3807番2から 同字3798番4まで	平成19年10月5日

○愛媛県告示第1545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町鈍川丁519番1地先から 同町鈍川丁521番2地先まで	旧	メートル 4.0～8.0 11.0～13.0	キロメートル 0.060 0.052	
			新	11.0～13.0	0.052	

次のように保安林の指定を解除する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西条市飯岡字北山1512の10、1512の12
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
水道事業用地とするため

○愛媛県告示第1543号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松山市勝岡町1268の9
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

"	"	今治市玉川町鈍川丁21番2地先から 同町鈍川丁528番1地先まで	旧	4.0~12.0 11.0~12.0	0.107 0.024	
			新	11.0~12.0	0.024	
"	"	今治市玉川町鈍川丁528番5から 同町鈍川丁537番1地先まで	旧	4.0~10.0 11.0~14.0	0.091 0.030	
			新	11.0~14.0	0.030	
"	"	今治市玉川町畑寺乙178番2地先から 同町畑寺乙177番2地先まで	旧	5.0~15.0 10.0~15.0	0.108 0.046	
			新	10.0~15.0	0.046	
"	"	今治市玉川町畑寺乙170番1地先から 同町畑寺乙164番4地先まで	旧	4.0~10.0 13.0~38.0	0.157 0.088	
			新	13.0~38.0	0.088	
"	"	今治市玉川町畑寺甲161番4地先から 同町畑寺甲119番4地先まで	旧	3.0~30.0 9.0~57.0	0.821 0.625	
			新	9.0~57.0	0.625	

○愛媛県告示第1546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	横浜生名港線	越智郡上島町生名4201番2地先から 同町生名969番1地先まで	旧	メートル 5.0~41.0	キロメートル 1.153	
			新	5.3~41.0 10.5~59.0	1.153 1.070	

○愛媛県告示第1547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削下弓削839番1地先から 同町弓削明神650番2地先まで	旧	メートル 3.6~32.5 11.1~37.8	キロメートル 1.036 0.877	
			新	11.1~37.8	0.877	

○愛媛県告示第1548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削下弓削839番1地先から 同町弓削下弓削123番6地先まで	平成19年10月5日

○愛媛県告示第1549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	波方環状線	今治市波方町森上乙55番6地先から 同町森上甲172番2地先まで	旧	メートル 5.0～18.0	キロメートル 0.050	
			新	8.0～40.0	0.050	

○愛媛県告示第1550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	土居魚成線	西予市城川町嘉喜尾3120番3から 同市城川町嘉喜尾3054番4まで	平成19年10月5日

○愛媛県告示第1551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町上田渡1007番1から 同町上田渡852番2まで	平成19年10月5日

○愛媛県告示第1552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東2563番から 同町大瀬東2584番まで	平成19年10月5日

○愛媛県告示第1553号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
19松局建(開)第32号 平成19年9月21日	伊予郡松前町大字北黒田字栗津460番8及び463番1	松山市針田町97番地4 サンシャイン針田202号 友田 敏 明

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県情報セキュリティ診断及び監査業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県情報セキュリティ診断及び監査業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日から平成20年1月18日まで

(5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の情報セキュリティ診断及び監査業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 情報セキュリティ監査企業台帳(経済産業省所管)に登録していること。

(4) 受託者及びその関連事業者(出資率50%以上)とともに、愛媛県の行政組織における情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

(5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

(2) 入札書の受領期限

平成19年10月24日(水)午前10時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成19年10月24日(水)午前10時

愛媛県庁本館1階 企画情報部管理局情報政策課システム設計室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札仕様確認書(以下「確認書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認書の受領期限

平成19年10月18日(木)午後5時

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

ウ 確認書の提出方法

持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による確認書の取扱い

郵便等により確認書を提出する場合は、平成19年10月18日(木)午前10時までに、3の(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
庁内LANシステム用端末機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
パーソナルコンピュータ 2210台（内訳：デスクトップ型 202台、ノート型 8台）及び外付けフロッピーディスクドライブ 300台（ソフトウェア一式、搬入、据付、データ移行、調整、保守等一式を含む）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成20年3月1日から平成25年2月28日まで
- (5) 借入場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県企画情報部管理局情報政策課行政情報化係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2287

- (2) 入札書の受領期限
平成19年11月16日（金）午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成19年11月16日（金）午前10時
愛媛県庁第二別館5階第2会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Personal Computer 2210 units, External Floppy Disk Drive 300 units
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 16 November 2007
- (3) For further information, please contact: Administration Computerization Section, Information Policy Division, Administrative Subdepartment, Planning and Information Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2287

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年9月25日	特定非営利活動法人 ハートi nハートなんくん市場	榊 田 道 敏	南宇和郡愛南町御莊平山943番地	この法人は、障害を持たれた方々や地域住民に対する自立及び社会参加に関する事業、ソーシャルインクルージョンの観点から、地域住民と共に「共に暮らせるまちづくり」を目指した活動、森林ボランティア活動等を通じ、地域福祉の向上及び地域の自然環境保全に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第16号

愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月5日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第3号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>当法人は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>1 省略</p> <p>2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3)~(6) 省略</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第9号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法</p>	<p>様式第3号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>当法人は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。</p> <p>1 省略</p> <p>2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次のいずれかに該当する者のある法人</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3)~(6) 省略</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第9号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法</p>

(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

(1)・(2) 省略

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4)~(8) 省略

(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

(1)・(2) 省略

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4)~(8) 省略

様式第14号(第12条関係)

誓 約 書

私は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(1)・(2) 省略

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4)~(8) 省略

省略

注 省略

様式第14号(第12条関係)

誓 約 書

私は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(1)・(2) 省略

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4)~(8) 省略

省略

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第93号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成19年10月5日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行
参議院選挙区選出議員選挙(愛媛県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
39,538,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	友近聡朗	所属党派	無所属	期間 平成19年9月12日から 平成19年9月21日まで
出納責任者氏名	成見憲治			

収 入

主たる寄附

0円

その他の寄附

0

その他の収入

70,800

支 出

今 回 計	70,800	今 回 計	0円
前 回 計	7,350,000	前 回 計	10,220,910
総 計	7,420,800	総 計	10,220,910

報告書受理年月日	平成 19 年 9 月 21 日	第 3 回 報 告 分
----------	------------------	-------------